

政令第 号

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

表川崎駅周辺地域の項中「市道大宮町第一号線、市道大宮町第四号線、市道柳町第七号線、市道柳町第八号線」を「市道大宮町第二百四号線、市道大宮町第二百五号線、市道柳町第十号線、市道柳町第十一号線、市道柳町第四号線」に、「市道駅前本町線」を「市道砂子第一号線、市道本町第十号線、川崎区砂子一丁目三番二号と同区本町二丁目十四番二号との境界線、同区駅前本町二十一番一と同区駅前本町二十一番六との境界線」に、「同境界線」を「東京都と神奈川県との境界線」に改め、「中心線とし、」の下に「市道柳町第四号線から東日本旅客鉄道南武線に移り、又は」を加え、「二十四番二及び二十五番一から二十五番四まで」を「二十四番三及び同区柳町六十九番」に改める。

表名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域の項を次のように改める。

名古屋臨

海地域

名古屋市港区の区域のうち、市道江川線と市道東海橋線との交会点を起点とし、順次同市道、市道中川運河東線、市道中川運河東線支線第三十九号線、市道港北東西第二十二号線、市道港北東西第二十三号線及び市道江川線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

名古屋市港区の区域のうち、一州町（一番三、一番十一から一番十三まで及び七十八番から八十番までに限る。）の区域

名古屋市港区の区域のうち、野跡二丁目（十七番、十八番及び十九番一から十九番四までに限る。）、三丁目（一番一から一番七までに限る。）及び四丁目（市道稲永公園線及び市道庄内川左岸線の区域並びに市立稲永公園以西の区域を除く。）の区域

名古屋市港区の区域のうち、北緯三五度三分五秒・七二東経一三六度五一分七秒・四四の地点を起点とし、順次港湾道路ロサンゼルス大通の南側端線、臨港道路南京大路の東側端線、臨港道路メキシコ大通の北側端線、北緯三五度二分四六秒・八六東経一三六度五〇分四三秒・四九の地点から北緯三五度二分四四秒・一七東経一三六度五〇分四五秒・七四の

地点まで、同地点から北緯三五度二分四九秒・二九東経一三六度五〇分五一秒・九六の地点まで及び同地点から北緯三五度二分三七秒・五七東経一三六度五一分四秒・四三の地点までそれぞれ引いた線、海岸線並びに北緯三五度二分三七秒・八〇東経一三六度五一分六秒・八〇の地点から北緯三五度二分四〇秒・四八東経一三六度五一分三秒・九七の地点まで、同地点から北緯三五度三分三秒・九五東経一三六度五一分九秒・九〇の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域

表福岡香椎・臨海東地域の項中「香椎浜三丁目（二十三番一、二十三番二、二十三番四から二十三番六まで、二十四番、二十六番一、二十六番四及び二十六番五に限る。）」を「香椎照葉一丁目から五丁目までに改める。

表備考第二号中「、名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域」及び「、福岡香椎・臨海東地域」を削り、表備考第三号中「、川崎駅周辺地域」を削り、表備考に次の一号を加える。

七 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

都市再生緊急整備地域として定められている川崎駅周辺地域等三地域の区域を拡大する等の必要があるからである。